

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の
一部改正について

I 改正の目的

本会では、投資家への投資信託に係る運用管理費用などの情報開示の一層の充実に資する観点から、投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書において、既に開示している 1 万口当たりの費用明細に加え、参考情報として欧米諸国で開示されている「総経費率」を記載することについて、開示専門委員会にて検討を重ねてきた。

今般、これらの検討を踏まえ、成案が得られたことから「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II 主な改正の内容

1. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」

- (1) 参考情報である「総経費率」の算出方法及び表示の方法に係る事項を新設する。
(第 3 条第 5 号、第 3 条の 3 第 1 号④)

2. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」

- (1) 1 万口当たりの費用明細の「その他費用」に係る留意事項を新設する。
(別表 1 2. (4) ロ. (カ)、別表 1-2 2. (1) ③ロ. (カ))
- (2) 「総経費率」を表示する際の様式例を新設する。
(別表 1 2. (5) イ.、別表 1-2 2. (1) ④イ.)
- (3) 「総経費率」を表示する際の留意事項を新設する。
(別表 1 2. (5) ロ.、別表 1-2 2. (1) ④ロ.)
- (4) その他所要の整備をすることとする。

III 本改正の適用時期について

この改正は、2019 年 9 月 30 日から実施し、同日以後に到来する投信法第 14 条第 1 項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書から適用する。ただし、実施日以前に改正後の規定を適用することを妨げない。

以 上